

今月のテーマ

『アウトドアを楽しもう!』

上富良野町

上富良野町パークゴルフ場

異なる特徴をもつ3つのコースがあり、初心者から上級者までプレーを楽しむことができます。

営業期間 11月上旬ごろまで

営業時間 午前6時～日没まで

※毎週火～木曜日は、3コースのうち1コースは利用できません。

※強風や雷雨の際は、利用時間に変更があります。

入場料 1日券(町外在住者) 高校生以下150円、一般500円

用具貸し出し 200円(クラブ・ボール)

※回数券やシーズン券もあります。

住所 上富良野町基線北27号 (JR上富良野駅から徒歩5分程度)

TEL 45-1189



中富良野町

北星山観光リフト営業開始

6月22日(土)より、北星山町営ラベンダー園の観光リフトが営業を開始します。

町営ラベンダー園では、斜面に広がるラベンダー、色とりどりの花畑のほかに、十勝岳と富良野盆地の田園風景をお楽しみいただけます。

営業時間 9時～18時

※6月22日～30日、8月20日～31日の期間は17時で運行終了。

リフト往復料金 大人400円、子ども200円

TEL なかふらの観光協会 TEL 39-3033



富良野市

第39回ふらのへそマラソンに参加しませんか

とき 7月21日(日) ※雨天決行

ところ ふらのワイン工場駐車場発着

種目 2km(ノルディックウォーキング)・3km・4km・8km

申込み 6月20日(木)まで

参加料金や参加資格など、くわしくは、ふらの体育協会のホームページをご覧ください。インターネット「スポーツナビD.O.」からもエントリーできます。

申込み/問合せ ふらの体育協会 電話 23-9668



南富良野町

カヌー・ラフティングに挑戦しませんか

夏定番のアクティビティといえば、カヌーとラフティングです。カヌーでは、目の前に広がる大自然を満喫しながらゆったりと湖面を散歩、ラフティングでは自然に囲まれた空知川でスリルを体験することができます。

初めての方でもご家族でも、豊富なツアーと気軽に楽しめる各種スクールをご用意して皆様をお待ちしております。

TEL NPO 法人南富良野町まちづくり観光協会

TEL 39-7000





国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、月額16,410円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方（※）の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、年金窓口へご相談ください。

※納付義務者は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

国民年金保険料免除制度

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

令和元年度の免除等の受付は令和元年7月1日から開始され、7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査を行います。

失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度、旭川年金事務所（0166-27-1611）または住民課戸籍担当までご相談ください。

☎ 住民課戸籍担当 TEL 56-2123

児童手当受給者の方は現況届の提出を6月末日までに

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における受給者の状況を調査し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを判定するためのものです。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当の支給が停止されますので、早めに手続きをしてください。

なお、現況届の用紙は、5月中に対象者へ郵送しています。



児童手当とは？

- 目的** 児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。
- 支給対象** 中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。
- 支給額**

① 0～3歳未満（一律）	15,000円
② 3歳～小学校修了前まで（第1子、第2子）	10,000円
③ 3歳～小学校修了前まで（第3子以降）	15,000円
④ 中学生（一律）	10,000円
- 所得制限** 受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当の額は、児童の年齢に関わらず児童一人当たり月額5,000円となります。
- 支給時期** 毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分まで（4か月分）が支払われます。

☎ 福祉子育て支援課子育て支援室 TEL 56-2125